

## 県指定天然記念物及び名勝について

### 1 経緯

- 神奈川県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」に係る無許可現状変更（令和3年5月11日の教育委員会にて報告）について、令和3年5月10日付けで、停止条件付の現状変更許可を行った。
- 当該事業者である横須賀市大楠漁業協同組合（以下、「事業者」という。）が許可条件であったモニタリング調査を実施し、調査報告書を県教育委員会に提出した。

#### （参考）令和3年5月10日付け現状変更許可に係る主な許可条件

- 現状変更の海洋環境への影響の程度を把握するため、当該水域におけるモニタリング調査を実施し、その結果、今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障とならないことが確認された後に許可の効力が生ずることとする。また、許可の効力が生じた場合にあっても、現状変更の海洋環境への長期的な影響等を把握するため、モニタリング調査を3年間に渡り継続すること。

### 2 モニタリング調査

#### （1）調査内容

事業者は令和3年6月21日～25日に県教育委員会及び横須賀市教育委員会職員の立会いの下、次の調査項目について調査を実施した。

（①水質調査、②底質調査、③動・植物プランクトン調査、④底生生物調査、⑤潮間帯生物調査、⑥海藻分布・魚類調査、⑦海底地形調査）

#### （2）調査結果

報告書における調査結果の概要は、次のとおり。（別紙1を参照）

- 水・底質環境について、調査地点での差異は多少みられたものの、一部の項目を除いて環境基準を満たしており、赤潮や底質の有機汚濁による悪化もみられなかったことから、良好な水底質環境である。また、生物環境についても、大型海藻類が生育していることなどから、海域環境としては健全な状態であると判断される。

### 3 県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」に係るモニタリング調査報告検討委員会

#### （1）委員会の目的

県教育委員会は、モニタリング調査に関する内容について、専門的見地から助言を得ることを目的に、次の学識者を委員として、令和3年7月12日に標記検討委員会を設置し、令和3年8月19日に委員会会議を開催した。

#### （2）委員会の構成

日本大学 理工学部 特任教授：委員長  
 東京農業大学 地域環境科学部 教授（県文化財保護審議会委員）  
 東京農工大学大学院 農学研究院 准教授（県文化財保護審議会委員）  
 北里大学 海洋生命科学部 准教授  
 県水産技術センター 栽培推進部長

#### （3）『検討委員会』の判断

ア 報告書の内容の妥当性について、異論はない。ただし、底質調査について、浚渫

された消波堤内側の各種数値（硫化物、全窒素等）が消波堤外側等と比べて高くなっており、今後の経過を注視していく必要がある。

- イ 当該現状変更に係る許可条件については、今回の調査結果を踏まえ、  
（ア）将来に渡っての保存に相当程度の支障とならない。  
（イ）ただし、許可の条件としている3年間の継続的なモニタリングが必要  
（ウ）その結果を確認していくことが大切  
と確認された。

#### 4 県文化財保護審議会（令和3年8月26日開催）

- 当該現状変更の許可条件に係る許可効力に関して、県教育委員会が「将来に渡っての保存に相当程度の支障とならないということを確認し、手続きを進めること」について、了解された。

#### 5 県教育委員会の対応

- 調査報告書に係る検討委員会の結果及び文化財保護審議会の結果を踏まえ、県教育委員会は令和3年9月2日付けで、当該現状変更許可条件に係る「今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障とならない」ことを確認した。
- 併せて、令和3年9月2日に、事業者に対して許可効力の発生に関する通知書を手交した。（別紙2参照）

#### 6 今後の予定

- 現状変更の許可条件のとおり、事業者は、許可の効力が生じた場合にあっては現状変更の海洋環境への長期的な影響等を把握するため、年間4回（春夏秋冬）のモニタリング調査を3年間継続する。
- 現状変更許可書の通知書に記載のとおり、継続するモニタリング調査の結果、今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となると認められる場合、県教育委員会は横須賀市教育委員会と協議の上で指導する、原状回復を含めた、必要な是正措置を行うよう要請する。
- モニタリング調査結果の確認及び当該天然記念物及び名勝の将来にわたる保存を図るため、県教育委員会、横須賀市教育委員会、県・市の水産部局及び事業者を構成員として、「県指定天然記念物及び名勝『天神島、笠島及び周辺水域』指定地に関する連絡会議（仮称）」を設置する。

#### 7 その他

- 神奈川県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」指定範囲及び現状変更図（別紙3参照）

## 県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」の現状変更許可に係る モニタリング調査報告書の概要

### 1 調査内容

令和3年6月21日～25日に実施した調査項目は次のとおり。

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| (1) 水質調査        | (5) 底生生物調査    |
| (2) 底質調査        | (6) 潮間帯生物調査   |
| (3) 海底地形調査      | (7) 海藻分布・魚類調査 |
| (4) 動植物プランクトン調査 |               |

### 2 調査結果

各調査項目における結果は次のとおり。

#### (1) 水質調査

調査地点での差異は多少みられたものの、一部の項目（溶存酸素量）を除いて環境基準を満たしており、赤潮による悪化もみられなかったことから、良好な水質環境である。

なお、溶存酸素量について、水産用水基準を満たしていることから生物への影響は考えにくいと考えられる。

※ 水産用水基準は、公益財団法人 水産資源保護協会が定めている基準

#### (2) 底質調査

底質の有機汚濁の指標である CODsed（過マンガン酸カリウムによる酸素消費量）及び硫化物については、全ての調査地点において水産用水基準を満たしており、有機汚濁は確認されなかった。また、全窒素及び全リンについて、基準は設定されていないが、東京湾の数値に比べると調査結果は低く、有機汚濁による悪化も見られなかったことから、良好な底質環境であることが確認された。

#### (3) 海底地形調査

消波堤内側は浚渫に伴い水深が3m以深となっていた。一方、消波堤外側及び南方沿岸部は、3m以浅の部分も確認された。調査対象エリアは、流入河川はないことから、陸域からの土砂の直接的な流入はないと推察される。消波堤内側の底質はシルト状になっているが、これらは浚渫後の状態を維持しているものと思われる。

#### (4) 動植物プランクトン調査

動物プランクトンについては、個体数、種類数ともに大きな差はみられなかった。また、植物プランクトンも同様に差はなかったものの、消波堤内側で最も細胞数が多かった。これは静穏な海域のため、植物プランクトンが集積していたと考えられる。

#### (5) 底生生物調査

各海域で種組成の違いがみられた。消波堤外側及び南方沿岸部では砂底から砂泥底にかけて生息するミナミシロガネゴカイ等が主に出現し、消波堤内側では泥底に生息するダルマゴカイ等が主に出現したことから、底質と合致した出現状況となった。

### **(6) 潮間帯生物調査**

各海域でほぼ同様の帯状構造がみられた。なお、新設消波堤の内外においては、イワフジツボが97%以上を占めており、海藻の出現も少なかった。これは消波堤新設から日が浅く、生物相が遷移の途中であると考えられる。

### **(7) 海藻分布・魚類調査**

海藻について、周辺環境に即した分布を示しており、2年以上生育していると思われる大型のカジメも確認された。また、魚類では、スズメダイ、クロホシイシモチ、ホンベラ等が多く確認されるなど、海域環境としては健全な状態であると判断される。

## **3 調査全体の評価**

水・底質環境について、調査地点での差異は多少みられたものの、一部の項目を除いて環境基準を満たしており、赤潮や底質の有機汚濁による悪化もみられなかったことから、良好な水底質環境である。また、生物環境についても、大型海藻類が生育していることなどから、海域環境としては健全な状態であると判断される。

文遺第 1781 号  
令和 3 年 9 月 2 日

横須賀市大楠漁業協同組合  
代表理事組合長 福本 憲治 様

神奈川県教育委員会  
教育長 桐谷 次郎



県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」の現状変更について  
(通知)

令和 3 年 4 月 19 日付けで申請があり、令和 3 年 5 月 10 日付け文遺第 1183 号で条件を付して許可した標記のことについて、令和 3 年 8 月 16 日付けで提出のあったモニタリング調査報告書の検討の結果、許可条件に記載の「今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障とならないこと」を確認しましたので、通知します。

引き続き、上記文遺第 1183 号の許可書に記載の許可条件を遵守するとともに、県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」の保存への協力を強く要請します。

問合せ先

教育局生涯学習部文化遺産課

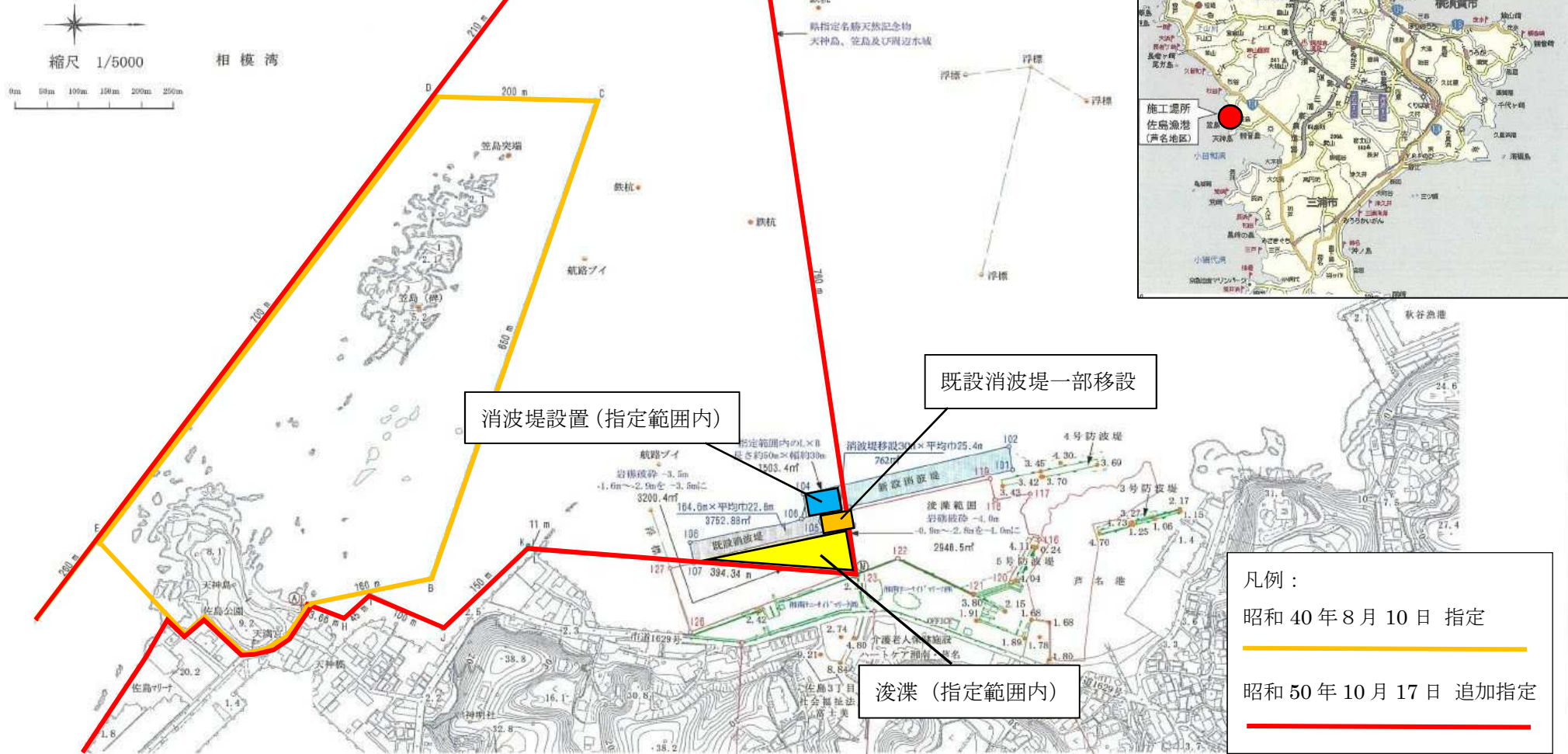
調整・世界遺産登録推進グループ 大王、柿澤

電話 (045) 210-1111 内線 8353

神奈川県指定天然記念物及び名勝

「天神島、笠島及び周辺水域」指定範囲及び現状変更図

【※現状変更許可申請書添付図面より引用（一部編集）】



指定年月日 昭和40年8月10日  
 (追加指定: 昭和50年10月17日)  
 所在地等 横須賀市佐島字天神崎 1498 番地ほか  
 管理責任者 横須賀市教育委員会

事業者 横須賀市大楠漁業協同組合  
 工事期間 令和元年8月21日～令和2年9月28日  
 工事内容 漁礁兼消波堤設置及び岩礁破碎工事

【目的】: 沿岸地域の高潮対策及び磯根資源の増大のため。

凡例:  
 昭和40年8月10日 指定  
 昭和50年10月17日 追加指定